

令和8年5月7日

内航輸送をご利用される  
荷主の皆様

日本内航海運組合総連合会

石油製品価格高騰の影響を受ける内航海運業に対する配慮について（お願い）

日頃より、内航海運業に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現下の中東情勢を受け、内航海運業者が使用する重油を含む燃料価格や石油製品（潤滑油、塗料等）価格が急騰しつつあることに加え、石油販売会社等が石油製品の販売停止や数量制限を行う動きをみせております。

内航海運は、産業基礎物資輸送の約8割を担う等他の輸送モードでは代替不可能な輸送を担わせていただいていると認識しておりますが、このままの状態が続けば、安定輸送の確保に支障が生じることも懸念されています。

こうした中で、内航海運業者が安定的に輸送事業を継続していくためには、高騰する燃料油価格等の運賃への転嫁が重要となっています。

内航海運の運賃・用船料については、さる3月に、国土交通省より、『内航海運における運賃・用船料等の算出の「標準的な考え方』及び、この内容を反映した「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の第3版が公表されております。これらの中でも、運賃算出の根拠となる燃料費等については、過去の実績や原油価格の将来動向などを考慮して算出するとともに、価格変動を踏まえてタイムリーに協議を行うべきこととされております。

また、今年1月より、新たに、内航運送契約の一部が、中小受託取引適正化法（取適法）の適用対象とされたことも踏まえ、取適法等の関係法令及びこれらに基づき策定されたガイドライン等（各業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針））に則った適正な取引を徹底いただくことも求められております。

つきましては、原油価格高騰による内航海運業者の窮状を荷主の皆様にご理解いただくとともに、内航船舶による安定した輸送力を確保するためにも下記事項につきまして、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 内航運送事業者との適切な協議による価格決定について

取適法においては、委託事業者と中小受託事業者との取引対価の決定方法について、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為は、禁止行為として規定されているところです。

荷主の皆様におかれましては、現下の状況を踏まえて、内航海運業者が使用する重油を含む燃料油価格をはじめエネルギー価格等が上昇した場合には、予め定められた価格改定タイミングだけでなく、その期中においても、物価等の価格変動が反映されている公表資料を基礎とした、燃料サーチャージ制の導入を含めた価格変更を柔軟に行うなど、運賃等の変更についての協議に誠実に応じ、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、運賃等が決定されるよう要請いたします。

潤滑油（エンジンオイル）、塗料、シンナー等船舶保守用石油製品価格の高騰も顕著になっておりますので、コスト増加へのご配慮をお願い申し上げます。

### 2. 燃料サーチャージ制の導入について

国土交通省では、「内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン」（令和元年9月）において、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃等として設定する制度として定めているほか、令和8年3月に公表した『内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」』では、契約期間中の燃料油単価等の価格変動を調整するためにサーチャージを設定することが有効であるとしています。

このような趣旨も踏まえ、荷主の皆様におかれては、運送を依頼する各事業者と燃料サーチャージの基準となる価格を定め、内航海運業者からサーチャージの導入に際し協議があった場合は協議に応じていただくようお願いいたします。

### 3. 運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」の活用について

すべての内航海運業者が法令を遵守するとともに、内航船員の労働条件の改善・船員不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行う上で参考となる、『内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」』を国土交通省が3月に公表しました。

荷主の皆様におかれましては、持続可能な物流の実現に向けて、『内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」』の活用へのご理解とご協力をお願いいたします。

以上

#### 【参考資料】

- ・（国土交通省）内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン  
<https://www.mlit.go.jp/common/001312217.pdf>
- ・（国土交通省）内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」  
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001989611.pdf>
- ・（国土交通省）内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（第3版）  
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001989610.pdf>
- ・（国土交通省）内航海運における運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」の策定・公表  
[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk3\\_000110.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000110.html)
- ・（中小企業庁）受託適正取引等の推進のためのガイドライン  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.html>
- ・（内閣官房・公正取引委員会）労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針  
[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki\\_jun/romuhitenka.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyouki_jun/romuhitenka.html)
- ・（公正取引委員会）令和8年1月1日から、取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926\\_toriteki\\_mlitp\\_atrol\\_leaflet.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/sep/250926_toriteki_mlitp_atrol_leaflet.pdf)
- ・（公正取引委員会）中小受託取引適正化法ガイドブック「下請法」は取適法へ  
<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>
- ・（中小企業庁）価格交渉促進月間フォローアップ調査結果  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>